

薬生審査発1119第1号
平成27年11月19日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長
（公印省略）

希少疾病用医薬品の指定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第77条の2第1項の規定に基づき、希少疾病用医薬品が下記のとおり指定されたので、通知する。

記

1. 指 定 番 号：(27薬)第367号
医 薬 品 の 名 称：エロツズマブ（遺伝子組換え）
予 定 さ れ る 効 能 又 は 効 果：再発又は難治性の多発性骨髄腫
申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称：プリストル・マイヤーズ株式会社
2. 指 定 番 号：(27薬)第368号
医 薬 品 の 名 称：テノホビル アラフェナミドフマル酸塩
予 定 さ れ る 効 能 又 は 効 果：HIV感染症
申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称：日本たばこ産業株式会社

